

# 琉球大学学術リポジトリ

## 1960年の1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際 の戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文 書No.1

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43867">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43867</a>



$\frac{1}{8}$	次官(御内閣修了)	$\frac{9}{16}$
$\frac{2}{8}$	主計長	$\frac{10}{16}$
$\frac{3}{8}$	參事官	$\frac{11}{16}$
$\frac{4}{8}$	主次官	支那公使
$\frac{5}{8}$	米保アドバイル	同上
$\frac{6}{8}$	半次長	
$\frac{7}{8}$	青木參事官	
$\frac{8}{8}$	(核却)	
$\frac{15}{16}$		
$\frac{14}{16}$		
$\frac{13}{16}$		
$\frac{12}{16}$		
$\frac{11}{16}$		

外務省

安全保障問題の調整に関する件

三三六一九 米保

一、安全保障問題に關し日米間に調整を要する諸事項は、日米安全保障委員会に關する経緯、並びに新内閣発足後早い機会に外務大臣在京米大使間に懇談する気運にあること、等の事情よりして、先づ右の如き懇談の形で之を取り上げることが適當である。当面の問題として考へられる事項は後記の通りであるが、此等諸事項は

専ら東京に於て日米安全保障委員会を中心として爲と検討されるべき事項であり、之を華盛頓に於て採り上げる爲めには東京に於て充分の準備を要するのみならず、又華盛頓に於て纏める形とすることも必ずしも適當ならず、更に七月下旬大臣訪米の場合は何

の途過早であると思われる。

主計長  
米保アドバイル  
半次長  
主次官

5/8

主計長  
米保アドバイル

主計長  
米保アドバイル  
半次長  
主次官

5/8

主計長  
米保アドバイル

主計長  
米保アドバイル  
半次長  
主次官

5/8

二、本件に関して探り上げるべき問題左の通り。

(イ)自衛隊と在日米軍の基本関係について

現在自衛隊と在日米軍の協力の基本関係に關しては何等の合意も存しないが、安保条約は其の體として右基本関係に付何等かの合意を為すべきや否やの問題がある。(別添一参照)

(ロ)核兵器問題

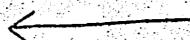
自由諸國の防衛は核兵器の使用を前提としているに對し、國の内外の左翼勢力の此の問題に關する攻勢は激化して居り、此の問題に關し日米間に何等かの合意を為すべきや否やの問題がある。(別添二参照)

(ハ)在日米軍の日本地域外使用の問題

在日米軍の日本に於ける配備及び使用は日米間に実行可能な

限り協議することになつてゐるが、其の日本地域外使用に就ても協議せしむることとするに非れば、日本政府と相談なしに行われる在日米軍の使用の結果日本が其の意に反して戦争に捲き込まれることとなる、と云う問題がある。

客年の日米会談の経緯に徴すれば、此の問題は、安保条約を相互撲滅協定に改める等のことなくしては解決困難と思われるが、此の際探り上げるとすれば前記(イ)の一部として検討しては如何かと考へられる。



(二) 在日米軍配備の協議について

在日米軍の配備（乃至撤退計画）は安保委員会に於て協議されて來てゐるが、今日の事情は米軍の撤退が「日米会談に於ける日本側の要請に基いて」と云うことで急速に進められ、特に空軍関係に於ては我方の自衛隊育成が迫付かずして防衛に空白を生ずる形勢にある。此の意味に於て自衛隊と在日米軍の両者の力を総合して我が防衛を確保し得る様、在日米軍配備の協議を実質的に強化して行く必要がある。

(3) 軍事援助について

自衛隊装備の質的強化の為めには今後共米国よりの軍事援助に依存する必要ある處、此種援助を受ける為めには我方に於ける秘密保護措置も必要であり、又核弾頭と切離された近代兵器

を受容れる態度を明確にしなければならず、傍々米側に対しても我方が自助の実を挙げてゐることを示す必要もあることは勿論であるが、他面米側に対し自衛隊装備の近代化に關する米側の積極的援助を要請する努力を払う必要がある。

別添一　　自衛隊と在日米軍の基本関係について

一　安保条約は我国に自衛力の存しない時期に作成されたものであつて、現状は、自衛隊と、日本及其の附近に駐留する権利を有する米軍が、事実上並存するに過ぎず、其の間の協力関係を規定する日米間の約束は存しない。

二　安保条約を改訂して米軍の日本防衛義務を規定せんとするも、其の場合は米国は相互防衛方式を条件とするから、此の方法で協力関係を規定することは現実的でない。

三　在日米軍は既に陸上戦闘部隊の撤退を了し、空海軍も更に縮少過程にある事実よりするも、又現実に例へば防空組織運営に於て自衛隊と在日米軍が事実上共同作業に従事して居る事実よりするも、両者の協力の基本関係に付兩政府間に何等の方法により明確

極秘

にし置くことが望ましい。

四　而して現行条約の範囲内で之を行うとせば、自衛隊と在日米軍は、夫々の国内法の限度で、日本地域の安全のため協力するものなることを交換公文等の方法で兩政府間に確認し、具体的措置は防衛庁と在日米軍の間で取締めることとする、等の方法が考へられるが、斯る措置を執る様米側と詰合へべきや否やは國の最高決定に俟つ所である。

別添二　核兵器問題について

一、核兵器問題に關しては日米間に最も憂慮すべき不一致が存する。国会等に於ける從來の政府の態度に對しては米側は一切沈黙を守っているが、例へば「配備は裝備を含むが故に核兵器持込は安保委員会の協議事項なり」と云う説明も、米側は協議義務としては承認していない。

二、米側は、「核兵器持込を認めない方針である」と云う政府の態度に付一切沈黙を守っているが、(1)自由陣営の戰略が歐州に於てもアジアに於ても核兵器の使用を前提としていること、(2)米軍自身の自衛の為め核兵器の使用を前提していること、等よりして米国は、米軍を日本に置く限り、乃至は日米共同安全保障体制を統ける限り、核兵器を日本に持込まないと義務として約束すること

は拒まざるを得ない。従つて現状から一步進んで例へば國会が核非武裝決議を為し、或は政府が米側から右の如き約束を取付けんとするならば、安保条約体制の維持はむつかしいこととなる。

三、他方此の問題に關する國会内外に於ける野党及左翼勢力の攻勢は激化するものと予想されるが、前記の事情並びに核兵器の進歩に伴い小型の戰術的核兵器も開発されている事實に鑑み、核兵器問題に就ては、野党及左翼勢力の攻勢を現在の限度で歰止めることが必要である。

四、此の問題に關し、米側と何等か懇談し置くべきや、或は進んで核兵器持込を協議乃至事前承認事項とする様話を為すべきや否やは國の最高決定に俟つ所である。

五、尚本件に關して日米間に右の如き約束を為すとせば、話合の途

次米側に對し特定の場合には核兵器持込に同意することあるべきことを明にするあること、又沖縄に就ては米側は何等の約束を為すことも拒むであろうから沖縄に關して左翼勢力の反撃が予想されること、等は認識し置く必要がある。